

平成29年度保険料率について

平成29年度の保険料率について 〈支部評議会における主な意見〉

意見の概要

1. 29年度の平均保険料率について

- | | |
|-------------------------|------|
| ① 平均保険料率10%を維持するべきという支部 | 14支部 |
| ② ①と③の両方の意見のある支部 | 19支部 |
| ③ 引き下げるべきという支部 | 14支部 |

2. 29年度の激変緩和措置について

- | | |
|------------------------------------|------|
| ① 激変緩和措置を早期に解消するべきという支部 | 2支部 |
| ①と②の両方の意見のある支部 | 6支部 |
| ② 激変緩和措置を計画的に解消するべきという支部 | 25支部 |
| ②と③の両方の意見のある支部 | 5支部 |
| ③ 激変緩和措置の解消を可能な限り緩やかに
するべきという支部 | 7支部 |

（「意見なし」「その他」が各1支部）

3. 保険料率の変更時期について

- | | |
|-----------------|------|
| 4月納付分からの改定が望ましい | 40支部 |
| その他 | 5支部 |
- （「意見なし」が2支部あり）

4. その他 29支部

※第78回運営委員会（10/17）後に開催された47支部の評議会（10/18～11/2）の中で出された主な意見として支部から提出されたものを整理した。

（理事長）

～（略）～

今回の議論に当たりましては、先ほどおまとめいただきました資料にもありますとおり、協会の保険料率の設定には裁量の幅がある中で、より中長期の財政状況も踏まえながらご議論いただけるよう、10年間の収支見通しをお示しするとともに、委員の皆様からのご提案に基づき、協会を含めた医療保険制度全体の動向や関連する制度改正についても併せてお示しすることにより、より総合的な観点から丁寧な検討をしていただけたものと考えております。

委員の皆様からのご意見につきましては、先ほどの資料にもありますとおり、平均保険料率に関して、10%維持と引き下げの両方のご意見をいただきました。協会といたしましても、それぞれのご意見に説得力があり、一方で、最終的にはそれらの意見を踏まえた上でいずれかの方針を決定しなければならないことから、非常に苦渋の決断をしなければならないと考えております。

この場をお借りして、これまでのご議論を踏まえた協会としての考え方を述べさせていただけるのであれば、

- ・ **医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという、依然として残る協会財政の脆弱性**
- ・ **賃金、加入者数、高額薬剤などの医療費の動向といった不確定要素**

を勘案すれば、協会の保険料率については、昨年も申し上げましたとおり、中長期的に安定的な財政運営を見通せるとともに、加入者や事業主の皆様、ひいては国民の皆様にとって十分にご理解いただける保険料率とする必要があると考えております。

また、加入者全体で支え合う「共助」という医療保険の性質や、協会の保険財政運営の持続可能性を考えれば、可能な限り長期にわたって負担の限界である平均保険料率の10%を超えないようにする必要があるということも申し上げるまでもありません。

（理事長）

このような観点に加え、本委員会でもご意見をいただきましたが、協会の保険料率の検討を行う際には、医療保険のセーフティネットとして国庫補助が行われているといった点も考慮し、そのような制度的特性への影響についても配慮する必要があると考えております。

また、協会の準備金については、平成27年度決算で1兆3,100億円、保険給付費等の約1.9カ月分が積み立てられている状況であり、当委員会におきましてもそうした状況に関して保険料率を引き下げるべきとのご意見をいただきました。

一方、政管健保時代に最も余裕のあった平成4年度の状況を振り返りますと、準備金は1兆4,935億円、保険給付費等の約3.9カ月分と現在よりも多くの積み立てがなされておりました。

しかしながら、バブル崩壊の影響等により、わずか4年後の平成8年度には準備金は半分以下の6,260億円まで減少し、平成9年度は枯渇する見通しとなりました。このため、平成9年度には制度改革によりこれを回避しましたが、わずか4～5年で今よりも余裕のあった財政が窮迫したという歴史があったことは忘れてはならないと考えており、準備金水準については慎重に見込んでいく必要があると考えております。

こうした考え方を総合しますと、協会といたしましては、**来年度の保険料率については、平均保険料率10%を維持したい**と考えております。

また、**激変緩和率**については、現行の解消期限（平成31年度末）を踏まえて計画的に解消していく観点から、**10分の5.8**とし、10分の1.4の引き上げを厚生労働省に要望したいと思っております。

保険料率の変更時期については、平成29年4月納付分からとしたいと考えます。

平成29年度都道府県単位保険料率算定のポイント

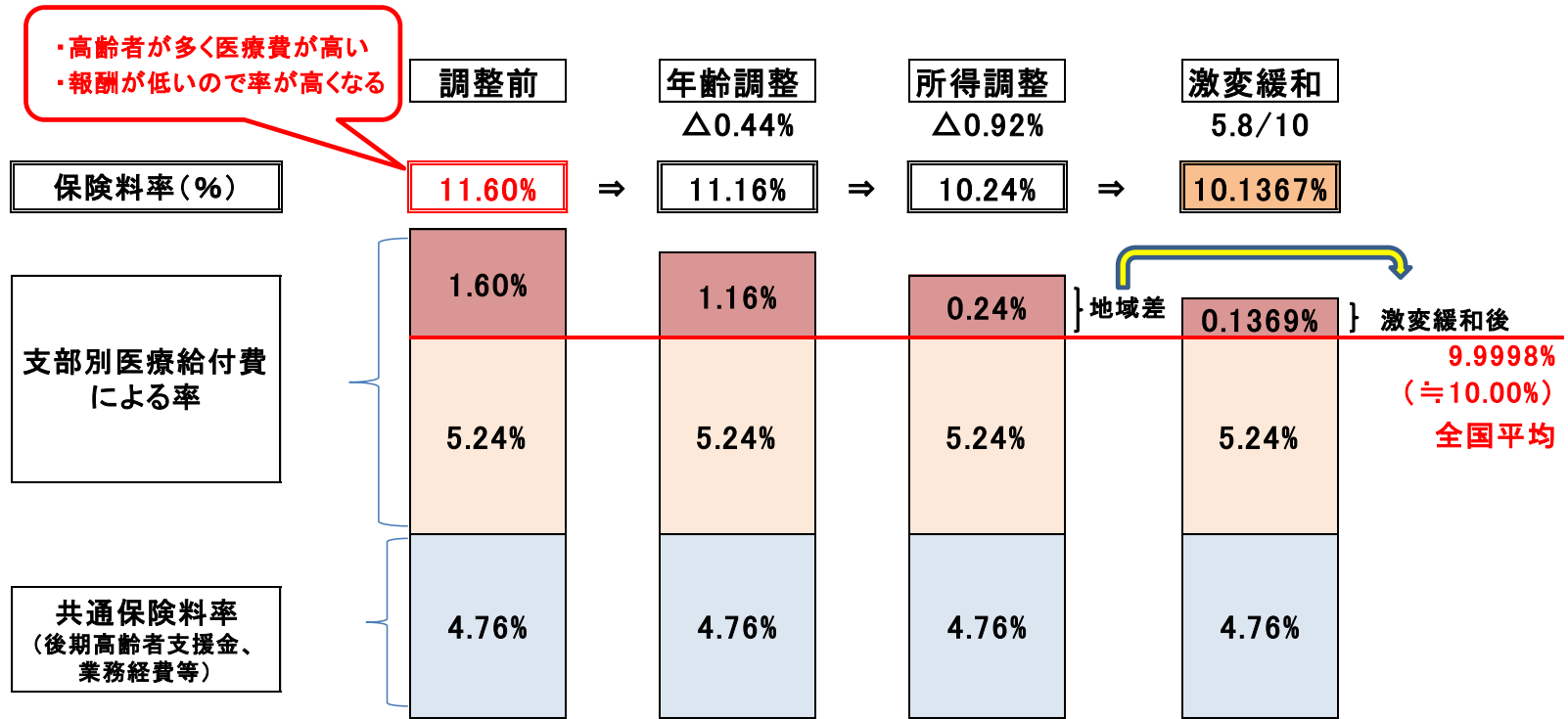
- 平成29年度は、平成27年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す
- 平均保険料率は10%
- 激変緩和率は5.8/10（現時点において未定）
- 4月納付（3月賦課）分の保険料率から新たな保険料率に変更

（参考）健康保険料率と激変緩和率の推移

	H20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32~
全国健康保険料率 (%)	8.2	8.2	9.34	9.5	10.00								
秋田支部健康保険料率 (%)	8.2	8.21	9.37	9.54	10.02			10.06	10.11				
激変緩和率		1 /10	1.5 /10	2 /10		2.5 /10		3 /10	4.4 /10	5.8 /10	7.2 /10	8.6 /10	10 /10

↑
21年10月納付分から

平成29年度 都道府県単位保険料率算定



《激変緩和措置》

地域差「0.24」を緩和する率 = 5.8/10

$$0.24 \times 5.8/10 = 0.1369 \quad 9.9998 (\approx 10.00\%) + 0.1369 = 10.1367$$

(激変緩和後の秋田支部保険料率)

《支部保険料率の決定》

10.1367に27年度決算時の精算分-165百万円に相当する「0.0245」をプラスし、

$$10.1367 + 0.0245 = 10.1612$$

10.1612%

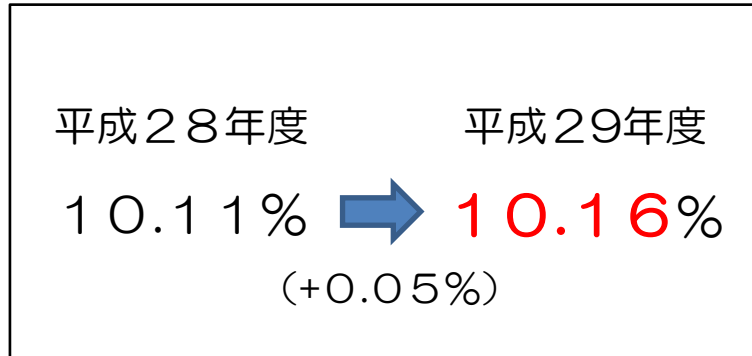
さらに、特別計上分4,027千円に相当する「0.0006」をプラスし小数点第3位を整理して、

$$10.1612 + 0.0006 = 10.1618$$

10.16%

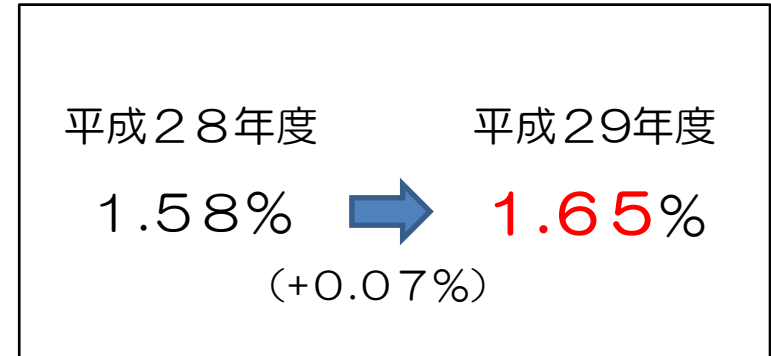
平成29年度 秋田支部保険料率の見通し

健康保険料



平成29年度 都道府県単位保険料率算定のとおり

介護保険料（40～64歳）



介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

29年度は、28年度末に見込まれる剰余分（202億円）も含め、単年度で収支が均衡するよう1.65%（4月納付分から変更）とする。

保険料額の増加分

※（標準報酬月額240千円：秋田支部の平均標準報酬月額の場合）

健康保険料	
[月額]	
労使折半前	+ 135円
折半額	+ 67円

介護保険料（40～64歳）	
[月額]	
労使折半前	+ 189円
折半額	+ 94円

（注） 標準報酬月額を240,000円、賞与月額を年1.493月とした場合の負担を算出したものである。

平成29年度都道府県単位保険料率における
 保険料率別の支部数
 (暫定版)

保険料率 (%)	支部数
10.47	1
10.24	1
10.22	2
10.19	1
10.18	2
10.17	1
10.16	1
10.15	1
10.14	1
10.13	2
10.11	2
10.10	1
10.06	2
10.04	2
10.02	1
10.00	1
9.99	4
9.97	2
9.96	1
9.95	2
9.94	1
9.93	2
9.92	3
9.91	1
9.89	2
9.87	1
9.85	1
9.82	1
9.81	1
9.80	1
9.76	1
9.69	1

秋田支部

21

25

注.平均保険料率10.00%、激変緩和率10分の5.8として算定

平成29年度都道府県単位保険料率の
 平成28年度からの変化
 (暫定版)

平成28年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+0.14	+196	1
+0.13	+182	1
+0.10	+140	1
+0.09	+126	2
+0.08	+112	3
+0.07	+ 98	2
+0.06	+ 84	3
+0.05	+ 70	2
+0.04	+ 56	2
+0.03	+ 42	3
+0.02	+ 28	2
+0.01	+ 14	2
0.00	0	3
▲0.01	▲ 14	6
▲0.02	▲ 28	1
▲0.03	▲ 42	2
▲0.04	▲ 56	3
▲0.05	▲ 70	3
▲0.07	▲ 98	1
▲0.08	▲112	1
▲0.10	▲140	1
▲0.11	▲154	1
▲0.12	▲168	1

秋田支部

24

20

注1. 「+」は平成29年度保険料率が平成28年度保険料率よりも上がったことを示しており、「▲」は下がったことを示している。
 2. 金額は、標準報酬月額28万円の者に係る保険料負担(月額;労使折半後)の増減である。

協会けんぽの収支見込（医療分）

（単位：億円）

		27年度	28年度	29年度	備考
		決算	直近見込 (28年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (28年12月)	
収入	保険料収入	80,461	84,162	86,784	24-28年度保険料率： 10.00% 29年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	11,815	11,905	11,357	
	その他	142	149	148	
	計	92,418	96,216	98,289	
支出	保険給付費	53,961	55,963	58,386	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> 拠出金対前年度比 + 640 + 520 } + 1,160 + 32 </div>
	老人保健拠出金	1	0	0	
	前期高齢者納付金	14,793	14,885	15,525	
	後期高齢者支援金	17,719	17,699	18,219	
	退職者給付拠出金	1,660	1,093	1,125	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	1,832	1,980	2,614	
	計	89,965	91,621	95,870	
単年度収支差		2,453	4,595	2,419	○29年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 29年度均衡保険料率： 9.72%
準備金残高		13,100	17,695	20,113	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

介護保険の平成29年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

29年度は、28年度末に見込まれる剰余分（202億円）も含め、単年度で収支が均衡するよう1.65%（4月納付分から変更）とする。

※ 29年度政府予算案では、介護納付金は9,914億円と前年度比で411億円の増加の見込み。

（参考）

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額（協会が管掌する健康保険においては、その額から第153条第2項の規定による国庫補助額を控除した額）を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額} - \text{国庫補助額等}}{\text{介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）の総報酬額総額の見込}}$$

1.58%から29年4月以降に1.65%へ引き上げた場合の29年度の保険料負担の影響（被保険者1人当たり、労使折半前）

〔年額〕 2,950円（66,586円 → 69,536円）の負担増

〔月額〕 246円（5,549円 → 5,795円）の負担増

（注1） 標準報酬月額を312,333円、賞与月額を年1.493月とした場合の負担を算出したものである。

（注2） 「年額」は29年度（12か月分）の影響額であり、「月額」については「年額」の影響を12で除したものである。

協会けんぽの収支見込（介護分）

（単位：億円）

		27年度	28年度	29年度	備考
		決算	直近見込 (28年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (28年12月)	
収入	保険料収入	7,498	7,872	8,545	28年度保険料率： 1.58% 29年度保険料率： 1.65% 納付金対前年度比 ⇒ + 411
	国庫補助等	1,471	1,557	1,174	
	その他	0	0	0	
	計	8,969	9,429	9,719	
支出	介護納付金	8,971	9,503	9,914	
	その他	0	0	0	
	計	8,971	9,504	9,914	
単年度収支差		△ 3	△ 75	△ 195	
準備金残高		276	202	7	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。